

第4部 持続可能な環境と安心・安全のまちづくり ～環境・危機管理分野～



自然環境の保全と活用

本市には、「漫湖」「饒波川」「瀬長島」「豊見城城址」などの周辺に貴重な自然環境が存在します。このような自然環境は、保全を基本としつつ、周辺地域を含め開発行為などを行う場合は、「ワイズユース（賢明な利用）※¹⁾」を十分に検討します。

また、こうした取組を行っていく中で、自然環境を市民や来訪者が自然に親しむ場としての活用を図り、人々の環境に対する意識を高めていきます。

○貴重な自然環境

本市には平成 11（1999）年に「ラムサール条約」に登録された漫湖があり、クロツラヘラサギなど渡り鳥の渡来地となっています。また「瀬長島」は、大海原を望む貴重な自然資源であり、航空機を眺める名所にもなっているほか、その他「豊見城城址」周辺の丘陵地や「饒波川」などの河川沿いの水辺空間など貴重な自然環境も残されています。

しかし、近年の宅地化の進行などにより、地域に残る自然環境の喪失が懸念されており、その保全に努めて行くことが必要です。

○身近な自然を活かした取組

本市には、人々が自然に親しみ、理解を深めることができる施設や環境があります。

漫湖周辺には、「漫湖水鳥・湿地センター」が設置されており、漫湖の生物や自然環境の学びの場として活用されているほか、近隣の小・中学校の総合学習に活用されています。

また、瀬長島には、市民のみならず、近隣自治体の住民や観光客にとって身近に自然に親しむ海辺環境があります。

都市化が進展する本市においては、環境保全の視点も持ち合わせることで、市民や来訪者が自然と親しみ、環境に対する意識を高める場として活用できるよう取り組んでいく必要があります。

漫湖



クロツラヘラサギ



瀬長島



【用語解説】

※1ワイズユース：ラムサール条約で提唱された考え方。ここでは湿地に限らず、生態系を維持しつつ、人類の利益のために持続的に利用すること

(1) 貴重な自然環境の保全

「ラムサール条約」に登録された漫湖や「饒波川」の周辺、「瀬長島」を始めとする水辺空間、史跡や斜面緑地が残る「豊見城城址」周辺など、本市に残る貴重な自然環境はうらおいのある都市景観を形成する重要な要素となっているため、住民に憩いや安らぎを提供する資源として保全に努めるとともに、「ワイズユース（賢明な利用）」を検討していきます。

市の実施する事業では、率先して環境保全を図るための工夫を行うとともに、民間開発については、市の土地利用計画や規定に基づき環境保全を啓発していきます。

水質汚濁や土壌汚染などに対する公害対策と連携し、下水道整備の充実と接続の促進、ごみの不法投棄の防止、環境調査や違反事業者への始動、パトロールなどの総合的な環境保全対策を推進します。

(2) 自然環境を活用した取組の充実

その価値を損なわないよう自然環境を保全しながら、市民や来訪者などが自然環境と親しめる場を創出し、自然環境と共生できる形での活用を図っていきます。

こうした動きに加え、行政としても道路や公共施設などについて緑化を進めることで、人々の環境に対する意識を高める波及効果を生み出し、緑化運動や自然環境と親しむ活動を推進します。

また、教育機関と連携し、学校教育の場でも環境教育の機会を充実させ、市民と協働による緑化の推進を図ります。

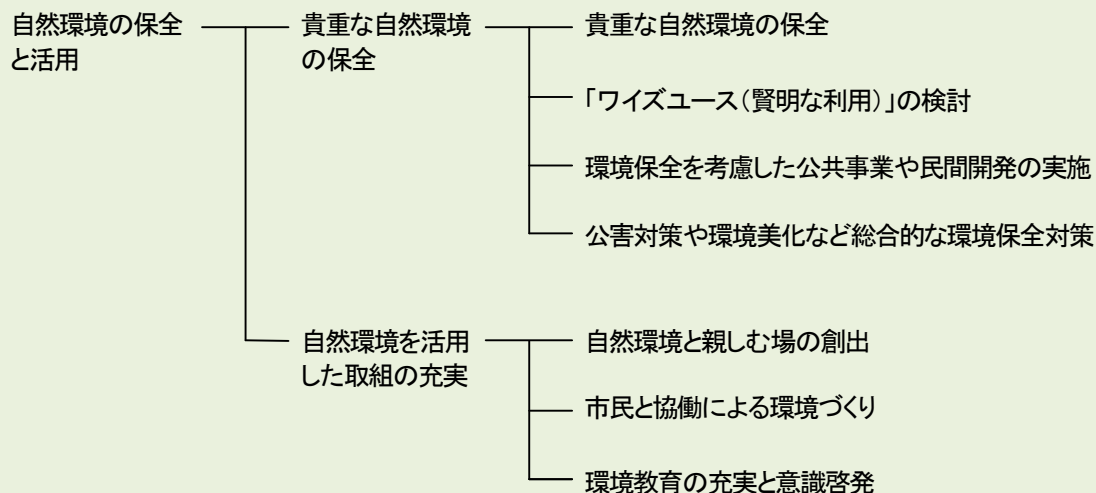
漫湖水鳥・湿地センター



三角池観察会



施策の体系



目標指標		実績値	2015年目標値	2020年目標値
国場川水系の水質(汚染度=BOD値)	長堂川	12.0mg/l	10.0mg/l以下	10.0mg/l以下
	饒波川	6.5mg/l	6.5mg/l以下	6.5mg/l以下
漫湖水鳥・湿地センターの利用者数		20,025人 (平成21年度)	25,000人	30,000人

本市の環境改善と市民の健康と生活を守るため、騒音・振動、水質汚濁、悪臭、大気汚染、土壌汚染などの各種公害問題への対応を図ります。公共下水道や農業集落排水施設などの処理施設の整備を推進するとともに、公害の発生状況に対する監視や調査体制を充実します。また、市民や事業者に対する指導・啓発を継続的に進めるとともに、都市構造や産業分野などの市全体のまちづくりの観点から、総合的な対策を実施・検討していきます。

○騒音・振動の問題

本市是那覇空港が近接しており、航空機による騒音問題が大きな課題です。国の「住宅騒音防止対策事業」において「那覇空港周辺地域の国土交通省が定める区域」で一定の要件を満たす住宅所有者や居住者に対して、防音工事のための助成を行っています。

○水質汚濁の問題

水質汚濁の改善策として、公共下水道や農業集落排水施設の整備と接続の促進、合併浄化槽^{※1}の設置促進を実施しています。公共下水道などへの接続や合併浄化槽の設置については、市の広報紙やホームページなどで啓発しています。

国場川水系（国場川本流・長堂川・饒波川）と豊見城西側水系（伊良波排水路・保栄茂川）について水質検査を実施しており、また、国場川水系沿いの7自治体で「国場川水系環境保全推進協議会」を設置し、環境保全対策を連携して推進しています。

今後も、生活排水の適正処理や事業所などからの排水に対する指導など、水質改善に向けた取組を継続していく必要があります。

○大気汚染の問題

野焼きは、「ダイオキシン類^{※2}」を発生させ、悪臭のほか、煤じんなどの大気汚染の原因となるおそれがあり、屋外での廃棄物の焼却行為や廃棄物焼却炉の使用は、法令により禁止されています。

今後も、大気汚染を防止し、環境改善や市民の健康と安全を守るため、規準や法令に基づいた適切な監督や指導を継続していく必要があります。

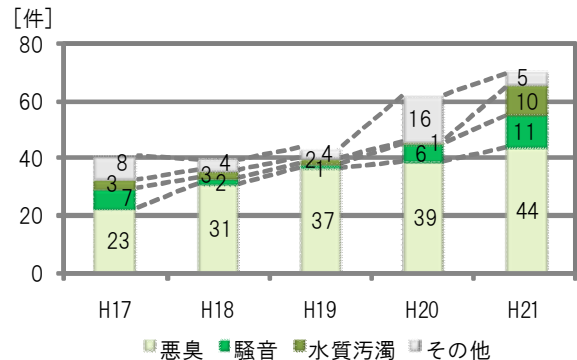
○悪臭の問題

悪臭は大気汚染と同一発生源の場合が多く野焼きや畜舎、肥料、農薬散布などに関するものがみられます。「悪臭防止法」に基づいて、悪臭を防止する必要があると認める地域（規制地域）内にある工場、その他の事業所の事業活動によって発生する悪臭について、規制基準による規制と指導を実施しており、今後も継続した取組が必要です。

○土壌汚染の問題

土壌汚染は、農業用水や河川の汚染を招くおそれがあることから、野焼きや産業廃棄物の不法投棄などにより、「ダイオキシン類」を含む有害物質による土壌汚染につながらないように今後も留意が必要です。

公害苦情件数の推移



※各年度ともに3月31日現在

資料：生活環境課

【用語解説】

※1 合併浄化槽：尿尿と併せて生活雑排水を処理する設備、単独浄化槽は尿尿のみを処理する設備

※2 ダイオキシン類：塩素を含む物質の不完全燃焼などで発生する有毒物質

(1) 騒音・振動対策

航空機騒音や自動車騒音に対して、観測を継続し監視体制の強化に努めます。また、自動車における騒音・振動に対しては、長期的視点に立った幹線道路網や渋滞箇所の整備なども含めた総合的な対策を実施・検討します。

工場や事業所などから生じる騒音・振動に対しては、個々に改善要請や指導を行うとともに、移転・集約化を検討・促進します。

(2) 水質汚濁対策

公共下水道整備や農業集落排水施設整備の推進と接続促進、合併浄化槽の導入促進など、地域特性を踏まえた生活排水の適正処理に努めます。また、畜舎や工場などからの排水については、監視体制や指導を継続・強化します。周辺市町と連携し、「国場川水系環境保全推進協議会」を中心とした国場川水系などの水質改善に取り組みます。

(3) 大気汚染対策

「野焼き」や特定施設などからの汚染物質の排出に対して、監視と指導を継続・強化します。自動車交通による大気汚染対策として、騒音・振動対策と同様に、総合的な対策を実施・検討します。

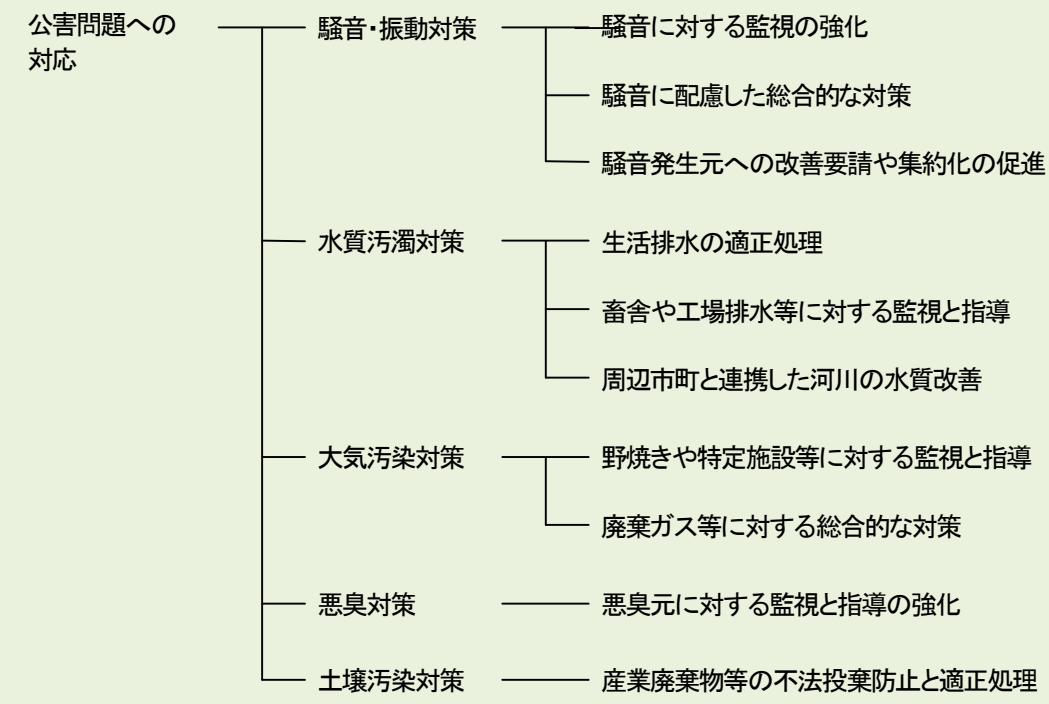
(4) 悪臭対策

悪臭対策には、調査のうえ迅速に対応していきます。特に苦情の多い畜舎などに対しては、環境改善の指導を継続・強化します。

(5) 土壌汚染対策

産業廃棄物の不法投棄等を未然に防ぐための監視の充実に努めるとともに、関係機関との連携による廃棄物の適正処理を図っていきます。

施策の体系



目標指標	実績値	2015年目標値	2020年目標値
騒音苦情件数	11件 (H21年度)	7件	5件
水質汚濁苦情件数	10件 (H21年度)	5件	3件
悪臭苦情件数	44件 (H21年度)	22件	11件

環境衛生対策の推進

施策の方針

ごみ処理については、環境衛生の維持・向上と環境負荷の軽減に向け、適正なごみ処理を継続するとともに、ごみの資源化・減量化を促進します。南部地域の効果的・効率的なごみ処理に向けては、ごみ処理一元化施設の建設計画を関係市町と連携し推進していきます。

地域の環境美化に向けては、市民に対する環境美化や不法投棄防止の意識啓発と美化活動への参加を促進します。また、し尿処理や伝染病対策に向けた狂犬病・そ族^{※1}昆虫・ハブ対策などの環境衛生対策に継続して取り組んでいきます。

〇ごみの減量化と広域連携

本市のごみは糸満市にある「糸・豊環境美化センター」へ収集され、可燃物は焼却（約 85 t / 日）、不燃物のうちカン類はプレス処理後に資源化されています。粗大ごみについては破碎処理の後に資源物・可燃物・不燃物に分類し、ビン類や焼却残さは最終処分場で埋め立て処理しています。

平成 15（2003）年度から「ごみ総合対策事業」として開始した、指定袋による 5 種類の分別収集の効果が表れており、ごみの削減努力により抑制が図られ、ごみの搬入量は平成 21（2009）年度で 13,903 t / 年と、人口増加が続く本市において大きな変化はみられません。

しかし、適正なごみ処理の継続とともに、環境負荷の軽減等をより一層推進するため、引き続きごみの資源化や減量化を図っていく必要があります。

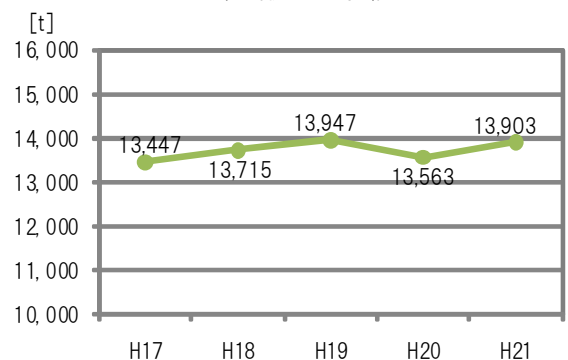
また、県南部の 6 市町では、ごみ処理一元化施設の建設を計画しており、広域的に連携した取組が必要です。

〇環境美化活動の取組

「瀬長島サンセットパーク等環境整備事業」では、ビーチレクリエーションなどから発生する一般ごみと、不法投棄された家電や自動車などの回収やパトロールを定期的を実施しており、ボランティアとの連携で効果をあげています。その他、環境美化活動として漫湖チュラカーギ作戦、まるごと沖縄クリーンビーチ豊崎、豊崎干潟清掃活動、国場川水あしびなどといった活動も実施されています。

本市は、豊見城市ポイ捨てのない快適なまちづくり条例を定め、投棄者への指導・勧告、不法投棄対策と不法投棄防止のための看板設置、広報宣

ごみの搬入量の推移

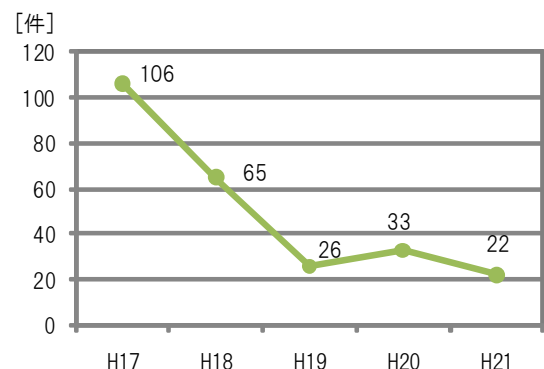


※各年度ともに3月31日現在

資料：生活環境課

現状と課題

不法投棄相談件数の推移



※各年度ともに3月31日現在

資料：生活環境課

【用語解説】

※1 そ族：病原菌を媒介するネズミ類

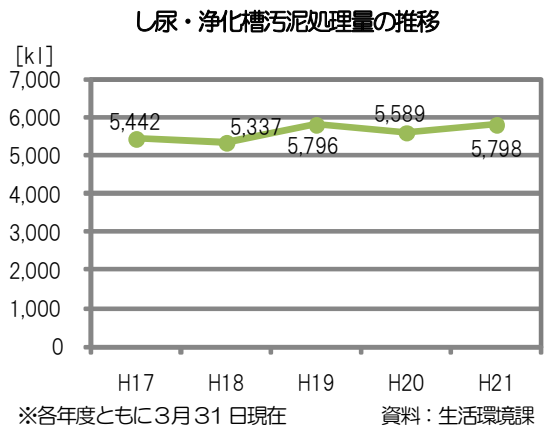
伝活動などを実施しています。放置自転車対策として、放置者への指導・勧告も行っています。その成果から、近年では不法投棄相談件数が減少しています。

このような、環境美化活動や不法投棄の防止については、今後も市民の協力の下継続・充実していく必要があります。

○し尿処理の取組

本市のし尿処理は、糸満・豊見城清掃施設組合のし尿処理施設において実施しています。かつては単独浄化槽による処理が大半でしたが、公共下水道の整備の進捗とともに、公共下水道による放流処理の割合が増大しています。

し尿と浄化槽汚泥の処理量の合計値は、平成21（2009）年度で5,798klと、公共下水道の整備の進捗などにより長期的には減少傾向にあります。環境衛生対策としては、適切なし尿処理に継続して取り組んでいく必要があります。



○狂犬病・そ族昆虫・ハブ対策の状況

本市では豊見城市飼い犬条例を定めており、狂犬病予防対策、飼い主に対する飼い方の指導、放し飼い・徘徊犬の捕獲や登録、広報宣伝活動などを実施しています。また、所有者不明の動物などの死骸回収を、民間委託で実施しています。

そ族昆虫駆除対策として、そ族昆虫駆除薬剤の散布、そ族昆虫対策に関わる指導、広報宣伝活動などを実施しています。

ハブ対策としては、ハブ捕獲器の設置や広報宣伝活動などを行っています。

(1) ごみの資源化・減量化と適切処理

各家庭や事業者に対し、引き続きごみの分別の徹底や生ごみ処理機等の導入促進などを図るとともに、3R^{*2}によるごみ総量の削減と再資源化を啓発・促進していきます。

循環型社会の推進に向け、灰溶融炉によるごみ処理を行うことでごみの資源化を推進し、既存のごみ処理関連施設の適切な維持・管理と老朽化対策・延命化を講じるとともに、広域的なごみ処理一元化施設の建設計画を進めます。

(2) 環境美化と不法投棄防止の推進

地域団体や事業者などとの連携を図り、瀬長島サンセットパーク等環境整備事業などの市民と協働による環境美化活動を継続・充実します。

ごみの不法投棄を防止するため、豊見城市ポイ捨てのない快適なまちづくり条例に基づく指導・勧告、看板設置、地域との連携・協力によるパトロールなどの防止策を強化します。放置自動車の防止についても、指導・勧告を継続実施します。

(3) 適切なし尿処理

公共下水道処理区域や農業集落排水施設整備事業地区においては、整備を推進するとともに、これら施設への接続を促進します。また、接続が困難な区域や施設に対しては、浄化槽の設置についての啓発を行うとともに、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽^{*3}への移行を促進します。

(4) 狂犬病・そ族昆虫・ハブ対策等

豊見城市飼い犬条例に基づき、飼い主の責任と自覚を促すため、飼い方指導や飼い犬の登録を徹底します。狂犬病予防のため予防接種の推進、徘徊犬の保護パトロールの実施などにより、犬による事故の未然防止に努めます。

そ族昆虫の発生を防ぎ、伝染病などの未然防止を図るため、その温床となる空き家や空地の所有者に対する管理の要請・指導、駆除の支援や指導など実施していきます。

ハブ対策については、ハブ捕獲器の設置や広報宣伝活動などを継続して推進します。

漫湖チュラカーギ作戦



国場川水あしび



【用語解説】

※2 3R：リユース・リデュース・リサイクル、再使用・消費削減・再資源化

※3 合併浄化槽：し尿と併せて生活雑排水を処理する設備、単独浄化槽はし尿のみを処理する設備

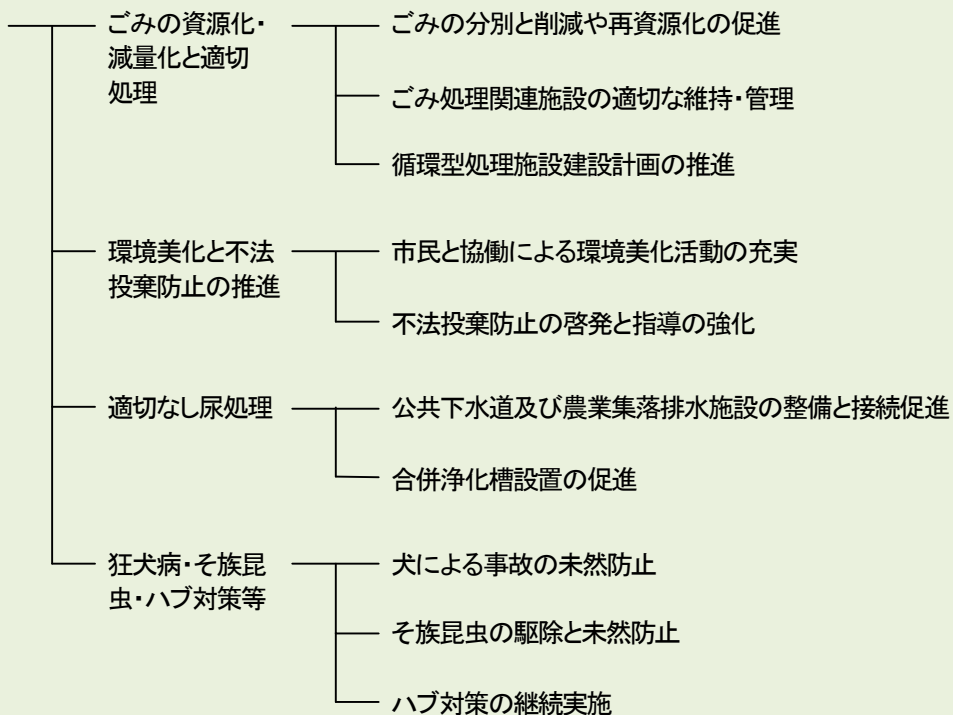
瀬長島清掃活動



施策と体系

施策の体系

環境衛生対策
の推進



目標指標

目標指標	実績値	2015年目標値	2020年目標値
市民1人当たり 1日のごみ排出量	773g/日/人 (H21年度)	680g/日/人	679g/日/人
不法投棄相談件数	22件 (H21年度)	15件	10件
単独浄化槽から合併処理 浄化槽への切り替え基数	2基 (H21年度)	5基	5基

「低炭素社会^{※1}」の実現と環境負荷の軽減に貢献していくため、本市においても、「集約型都市構造（コンパクトシティ）」の形成や緑化の推進、公共事業による環境に配慮した工夫など、まちづくりの視点における総合的な取組を推進します。

また、エコカーやエコ住宅の普及など、市民の協力による環境対策にも取り組んでいくとともに、地球環境問題への対応や新技術による産業振興などに向け、新エネルギーや新技術の導入・活用の可能性を検討します。

○環境関連計画に基づく環境対策

平成 21（2009）年 1 月には「豊見城市地球温暖化防止実行計画」を策定し、平成 25（2013）年度までの5カ年で、市の公共施設からの「温室効果ガス^{※2}」の総排出量を6%減らすことを目標としています。

また、本市の登録自動車台数は、平成 20（2008）年度で20,686台であり、自動車交通に大きく依存している状況にあります。エコカー^{※3}や省エネで環境にやさしいエコ住宅の普及など、市民の協力による環境負荷の軽減が継続的な課題となります。

○環境に配慮したまちづくりの要請

環境負荷の低減と効果的・効率的なまちづくりの考え方として、「集約型都市構造（コンパクトシティ）」という考え方があります。本市でもこの考え方を基本に、都市構造や土地利用の転換、緑化の推進など、環境に配慮したまちづくりが求められます。

また、本市域における公共事業でも、率先して道路舗装や擁壁などに環境負荷を軽減する取組が求められます。

○新エネルギービジョンの策定

平成 21（2009）年 2 月に、「豊見城市地域新エネルギービジョン」を策定し、「風力発電」「太陽光発電」「太陽熱利用」「バイオマスエネルギー^{※4}」「天然ガスコージェネレーション^{※5}」「クリーンエネルギー自動車（エコカー）」「環境教育・環境学習」といった新エネルギーや新技術の、本市における導入可能性を検討しています。

温室効果ガス排出量の削減目標

基準年度の温室効果ガス排出量	3,002トン 平成 19（2007）年度
期間	平成 21（2009）年度 ～平成 25（2013）年度
削減目標	基準年度から6%削減

資料：豊見城市地球温暖化防止実行計画

市が導入しているエコカー



長嶺中学校ソーラーカー



【用語解説】

※1 低炭素社会：二酸化炭素の排出が少ない社会

※2 温室効果ガス：オゾン、二酸化炭素、メタンなど地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより温室効果をもたらす気体

※3 エコカー：電気自動車・ハイブリッドカーなど環境に優しい車

※4 バイオマスエネルギー：生物を利用したエネルギー

※5 天然ガスコージェネレーション：天然ガスの燃焼による熱を動力や電力に変換し、その排熱を熱源として利用するシステム

(1) 低炭素社会への取組推進

地球温暖化対策として、二酸化炭素（CO²）をはじめとする「温室効果ガス」の大幅削減が国際公約となる中、本市でも「低炭素社会」に向けた取組によりその貢献に努めていく必要があります。幅広い分野で施策を展開していきます。

エコカー導入については、市が率先導入を検討するとともに、市民や事業者への普及の促進に努めます。また、環境にやさしい住宅や建物の建築のため、エコ住宅普及の必要性や支援制度などの周知に努めるとともに、建物の壁面緑化・屋上緑化といった身近な取組手法の導入を促進します。

(2) 環境負荷を低減するまちづくり

「集約型都市構造（コンパクトシティ）」や土地利用の推進、過度な自動車利用の抑制と公共交通機関や自転車利用・徒歩移動への転換、緑地の保全・創出といった施策を、環境負荷を低減する観点から総合的に推進していきます。

道路舗装の工夫（遮熱舗装・透水性舗装等）や擁壁への植栽などの実施や助成策について、国や県へ協力を求めるとともに、本市での導入の検討に努めます。

(3) 新エネルギーの活用検討

豊見城市域新エネルギービジョンでの検討成果を踏まえ、本市では学校や公共公益施設における太陽光発電パネルの導入を進めるとともに、住宅用太陽光発電パネルの設置に対し助成することで、身近なところからの新エネルギーの活用を努めます。

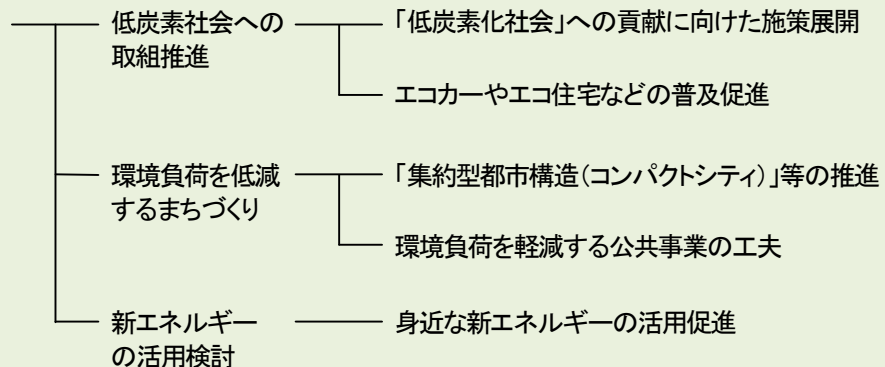


資料：新エネルギーガイドブック2008

持続可能な環境と安心なまちづくり

施策の体系

環境共生のまちづくり



目標指標	実績値	2015年目標値	2020年目標値
新エネルギーの導入	—	新エネルギーを活用した施設改良または整備	

台風・大雨・土砂災害・津波・地震・火災などの自然災害から市民の安全と生活を守るため、災害に強いまちづくり（防災まちづくり）を推進します。公共施設や都市基盤、民間施設などの建築物や構造物の耐震性・耐火性の向上を図るとともに、災害に強い都市構造や土地利用の推進、避難所や避難路の確保、適切な避難誘導など、市全体で「防災まちづくり」に計画的に取り組みます。

また、沖縄県全体の課題である不発弾処理については、市民の安全を守るため、国・県や警察などと連携し、適切な避難と処理を実施します。

○自然災害への対策

[台風]

沖縄県、そして本市は、台風の常襲地帯であり、古くから建物の構造への配慮や石垣などの塀の設置、防風・防潮林の育成などに努めてきたほか、堤防の整備などにより、被害を最小限に抑える取組を実施してきました。

[大雨]

近年、地球温暖化等の影響により、ゲリラ豪雨をはじめ記録的な大雨による土砂崩れ、家屋への浸水、道路等の冠水、河川等の氾濫など甚大な災害へと発展する可能性が高まっています。本市では、大雨により平成 17（2005）年及び 19（2007）年に、我那覇、上田地区でそれぞれ傾斜地が崩落するなど、住民避難を伴う事態も発生しました。近年は、比較的被害は少ないものの、今後とも十分な備えと警戒が必要です。

[土砂災害の危険箇所]

近年は、宅地開発が市内至るところで進み、崖地の近辺にまで住宅が建設されることも多くみうけられ、土砂災害のリスクも高まっています。

本市における土砂災害危険箇所は、平成 22（2010）年 3 月 31 日現在で 30 箇所（土石流危険渓流 1 箇所、地すべり 4 箇所、がけ崩れ急傾斜 25 箇所）あり、そのうち 4 箇所（地すべり 1 箇所、がけ崩れ急傾斜 3 箇所）が指定されています。「土砂災害防止法」における「土砂災害警戒区域」指定も 2 箇所あります。

[その他災害]

その他災害には、津波・高潮・火災・危険物が起因した災害など、様々なものがあります。また、近年では大規模地震が発生する危険性が高いことも指摘されています。

平成 22（2010）年 2 月に発生した 2010 年チリ地震では、本島にも津波警報が発令されており、海岸線と漁港をもつ本市では、津波や高潮への対応も重要な課題となります。

本市では、災害発生時の避難場所などが指定された豊見城市防災マップが作成されています。様々な自然災害に備え、都市基盤や建築物・構造物の整備・改良を図るとともに、災害時に安全で迅速な対応を行うため、災害に強いまちづくりを引き続き推進していくことが求められます。

○不発弾処理の問題

沖縄県は、沖縄戦時に激しい地上戦が展開されたことから、いまだに多くの不発弾が地中に残されているといわれます。本市でもこれまで不発弾が発見されており、豊見城市地域防災計画に定められている体制と手順で適切に処理されています。

不発弾の処理に当たっては、市民が避難を余儀なくされる場合もあり、警察等と連携し、今後も市民の安全確保と適切な処理を行っていくことが重要です。

(1) 災害に強い都市構造の形成

台風や集中豪雨、大地震などの自然災害に強い都市構造の形成に向けて、道路・公園、上下水道等の都市基盤の整備・改善を図ります。危険箇所からの施設や住宅地の分離、建物の適正な壁面後退、過密化の抑制など、計画的な土地利用の誘導を推進します。

また、避難・救援・延焼防止などの機能を持ち避難路や避難場所などとなる公園や生活道路網の整備と改良を推進します。避難場所（安全確保のための一時避難の場所）・避難所（避難生活を行う場所）への誘導については、豊見城市防災マップによるほか、避難経路に避難標識の設置を行ないその充実に取り組みます。

(2) 災害に強い建築物・構造物の整備

学校などの避難所に指定されている公共施設における耐震性と耐火性の向上に努めます。また、一刻を争う津波被害等から避難者らの安全を確保するため、公共施設等の新改築等にあわせて「緊急避難施設」としての機能整備を図るほか、民間ビル等の「避難ビル指定」を推進します。

さらに、橋梁・擁壁・護岸などの構造物についても、強度・耐震性を随時調査し、必要に応じ補強などの措置をとります。

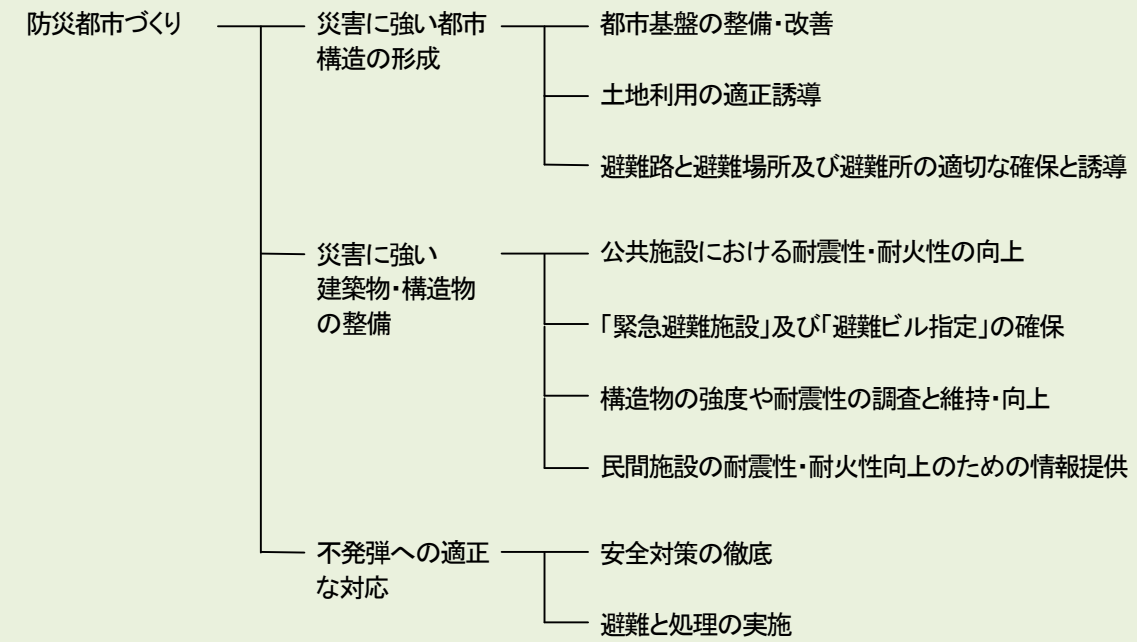
市内の建築物全体の耐震性・耐火性向上のため、関連情報の提供と啓発をに努めるとともに、支援のための補助制度の導入なども検討します。

(3) 不発弾への適正な対応

残存している不発弾による事故を防止するため、県の広域探査発掘事業などの積極的な活用を図るとともに、工事の際の安全対策を徹底します。

不発弾処理が必要な際には、警察や自衛隊などと連携して、的確な避難と処理を行います。

施策の体系



目標指標	実績値	2015年目標値	2020年目標値
避難ビル指定数	—	該当ビルの調査等を踏まえ指定	
避難誘導標識の設置件数	25基 (H17年度)	50基	—

防災体制の整備と国民保護への対応

施策の方針

本市では、市民の安心・安全の確保のため、豊見城市域防災計画に基づく防災体制の整備と充実を図るとともに、豊見城市国民保護計画に基づき体制や対応を整え有事の際の対応に備えます。

市民の安全と財産を守るため、市の体制の充実や関連機関との連携強化を推進するとともに、防災や国民保護に関する市民への情報提供と啓発活動を図り、地域の防災組織の組織化や育成、地域における各種活動などを支援します。

〇地域防災計画に基づく防災体制

本市では、災害対策基本法に基づき、防災と減災及び復旧・復興のための計画である豊見城市域防災計画を策定しています。大規模災害が発生した場合は、豊見城市災害対策本部が設置され、同計画の定めに基づき、応急・復旧対策が行われることになっています。

また、同計画において防災関係機関等は、各々の連携と適切な役割分担により防災対策を講じることとしており、それぞれの役割を担うため、行政をはじめとして市民においても防災体制の充実・強化が求められています。

〇国民保護計画に基づく有事への対応

国は武力侵攻やテロリズムなどの有事に備える基本法制として、平成18（2006）年に国民保護法（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律）を制定しました。

これを受け、本市でも豊見城市国民保護計画を平成19（2007）年に策定し、対象とする事態等の定義付けや体制の整備、国民保護に関する啓発や訓練等の実施、事態等発生時における避難誘導などの対応措置等を示しています。

同計画に基づき、市民や関連機関と協力し、有事の際の体制や対応などの備えをしておくことが必要となります。

現状と課題

豊見城市防災マップ



資料：総務課

(1) 行政の防災体制の充実

市役所内の防災体制の再確認・徹底を図るとともに、必要に応じた体制の強化と見直しを行います。

災害発生の周知・伝達をはじめ、災害発生後の避難誘導や関連情報の把握、減災を進める上での迅速・的確な情報の伝達・収集などのため、防災無線などの通信施設の整備、IT（情報通信技術）などの活用、体制の充実を図ります。

また、大規模災害等の発生を想定し、全市的な防災訓練などの実施や、災害対策備蓄食糧等の備蓄整備に努めます。防災関係機関との連携強化を図り、日頃から情報交換などを実施します。

(2) 地域防災組織の充実支援

災害や防災関連の情報を収集・整理し、市の広報紙やホームページなどを活用した広報と啓発活動を実施します。

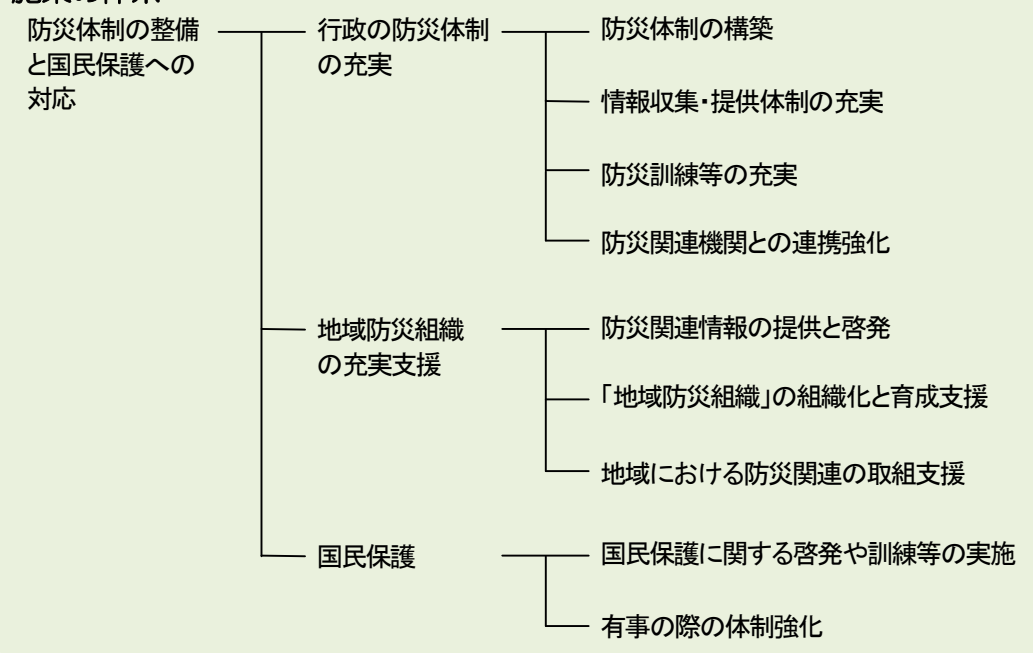
「自主防災組織」や防災ボランティアの組織化と育成強化を支援し、地域と行政の協働による防災体制の強化を図ります。また、地域や事業者における防災訓練の実施支援や、危険箇所チェックのための「まち歩き」、地域の「ハザードマップ^{※1}」の作成支援なども検討します。

(3) 国民保護

有事の際に迅速・的確に対応するため、国民保護に関する正しい認識を深め、市民に対して各種啓発活動や訓練等の実施に努めます。

平素から警察や自衛隊などとの情報交換を実施するとともに、非常事態等の伝達や避難誘導等に効果を発揮するJアラート^{※2}、防災無線等の資機材の導入・運用を目指し、体制の強化・整備を図ります。

施策の体系



目標指標	実績値	2015年目標値	2020年目標値
ハザードマップの作成	市全図の作成	更新	更新

【用語解説】

※1ハザードマップ：危険箇所を示した図面

※2 Jアラート：全国瞬時警報システム、通信衛星と市町村の防災行政無線を利用し、緊急情報を住民へ瞬時に伝達するシステム

防犯体制の強化

地域の安全性を向上させ住みよいまちづくりを推進するため、防犯体制の強化に努めます。

警察や安全なまちづくり推進協議会、小祿・豊見城地区防犯協会、PTA、学校などとの連携による防犯活動を推進するとともに、地域における「自主防犯組織」の育成や活動を促進し、地域社会全体で「防犯まちづくり」に取り組みます。

また、都市計画や、教育、福祉分野などと連携し、犯罪や非行を未然に防止する都市空間の形成や社会づくりを引き続き進めていきます。

○治安に対する意識の高まり

本市における犯罪認知件数（犯罪の発生が確認された件数）は、平成20（2008）年度で482件と、「窃盗犯」が最も多くなっています。犯罪認知件数は減少し検挙率は上がってきていますが、全国的に衝撃的な事件の報道や米軍による事件の頻発などから、市民の治安に対する意識は高くなっています。

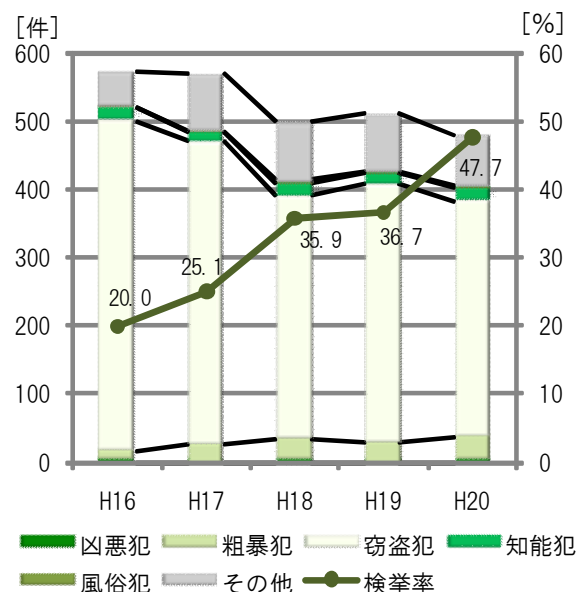
警察や小祿・豊見城地区防犯協会などでは、防犯に向けた様々な啓発活動などが展開されており、地域では自主防犯ボランティア団体が組織されています。

これらの関係機関の連携を強化するとともに、地域による防犯活動を推進し、犯罪のない安全で住みよい地域づくりを継続して進めていくことが求められます。

○安全なまちづくりに向けて

街灯の設置や死角の解消など、まちづくりの観点からも地域の安全性を向上させることができます。都市計画分野と連携した、安全な都市空間の形成を推進していくことが必要です。

犯罪認知件数及び検挙率の推移



※各年とも12月末現在

資料：犯罪白書

(1) 地域の防犯体制づくり

警察や「小祿・豊見城地区防犯協会」、教育機関など関係機関との連携・協力により防犯活動を展開します。また、地域づくりや教育、福祉施策などを総合的に推進し、犯罪の発生や青少年の非行を未然に防止する社会づくりに努めます。

地域住民による夜間巡回パトロールや防犯パトロール、声かけ運動など、地域社会全体の取組で防犯のまちづくりを推進します。また、「地域防犯組織」の組織化・育成とその活動を支援します。

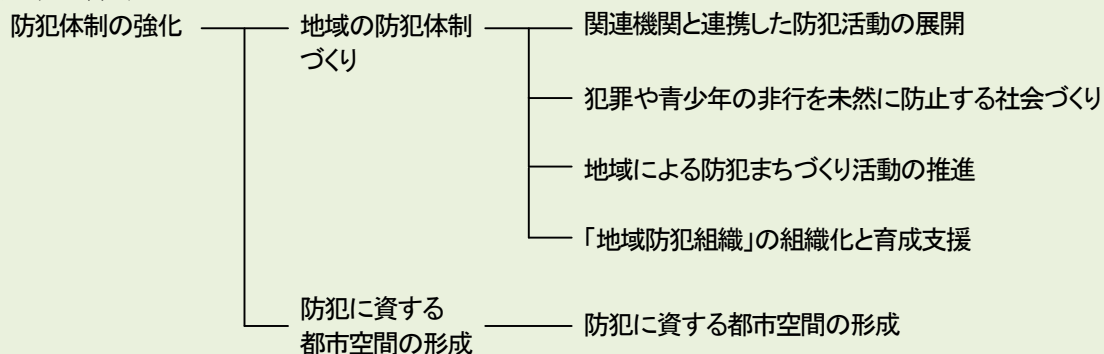
(2) 防犯に資する都市空間の形成

都市計画や都市づくりの施策と連携して、犯罪防止及び事故防止のため防犯灯の設置や、死角の解消、塀の生垣化など、防犯に資する都市空間の形成を推進します。

自主防犯ボランティア団体一覧

豊見城自治会	真玉橋団地自治会	社会福祉法人おもと会 とよみの社	豊見城団地青年会
我那覇自治会	豊見城ニュータウン自治会	豊見城団地ボランティアサークル	豊見城市青年会
翁長自治会	エコシティとはしな自治会	瀬長青年会パトロール隊	あやめの会
平良自治会	瀬長自治会	医療法人友愛会 豊見城中央病院	長嶺中学校PTA
高安自治会	嘉数ヶ丘自治会	豊見城地区万引き防止パトロール隊	伊良波中学校PTA
金良自治会	渡橋名団地自治会	豊見城市商工会青年部	豊見城中学校PTA
長堂自治会	渡橋名自治会	FMとよみハッパ隊	上田小学校PTA
嘉数自治会	沖縄ヤクルト(株)豊見城センター (ヤクルト配達員防犯パトロール)	沖縄県立豊見城高等学校	とよみ小学校PTA
真玉橋自治会	琉球新報豊見城販売店会 (琉球新報配達員防犯パトロール)	豊見城タイムスミーマール パトロール隊	豊見城小学校PTA
根差部自治会	豊見城郵便局 日本郵便豊見城支店 (郵便配達員防犯パトロール)	沖縄県立豊見城南高等学校	長嶺小学校PTA
豊見城団地自治会	豊見城市シルバー人材センター	TOMITONミーマール パトロール隊	伊良波小学校PTA
平和台地域防犯 パトロール隊	桜山荘	豊見城中学校親父の会	座安小学校PTA
桜ヶ丘ハイツ自治会	那覇鋼材(株)	伊良波中学校おやじの会	

施策の体系



目標指標	実績値	2015年目標値	2020年目標値
地域防犯組織数	52	55	60

交通安全対策の推進

施策の方針

交通事故の防止に向け、総合的な交通安全対策を推進します。国や県、警察などの関係機関と連携し、信号機や道路標識の設置など、道路環境の整備・改善を推進します。また、警察や地域の交通安全活動組織、教育機関などと連携した交通安全運動や交通安全教育を推進し、市民の交通安全に対する意識啓発を図ります。

○交通事故の増加

本市における交通事故の発生件数は、平成 21 (2009) 年度で 290 件、死傷者数は 364 人となっています。人口増加やモータリゼーションの進展に伴い、発生件数・死傷者数ともに増加傾向にあります。

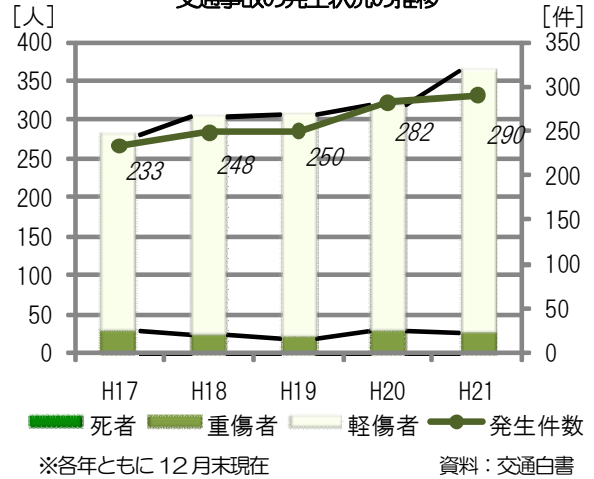
まちづくりにおいては、交通事故を未然に防ぐための道路交通環境の改善が求められます。

○交通安全に対する意識啓発

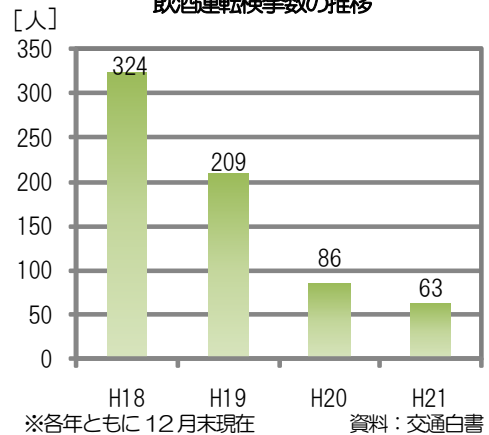
近年、本市における飲酒運転検挙数は減少しているものの、沖縄県は交通死亡事故に占める飲酒運転の割合が全国ワーストであり、飲酒運転根絶に向け平成 21 (2009) 年 10 月には沖縄県飲酒運転根絶条例が施行されました。

交通事故防止に向けては、ハード整備などのまちづくりに加え、交通安全運動や教育などのソフト施策を関係機関と連携して推進するとともに、市民の意識啓発を推進することが重要です。

交通事故の発生状況の推移

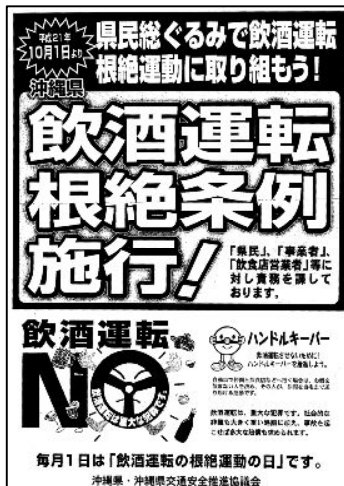


飲酒運転検挙数の推移



現状と課題

飲酒運転根絶条例のポスター



豊見城市交通安全推進協議会



(1) 交通安全施設の整備

国道や県道などの幹線道路においては、横断歩道や信号機、ガードレールの設置や植栽伐採などを要請し、飛び出し事故や車の乗り上げ事故などの防止を図ります。

市道などの生活道路では、十分な幅員の確保や歩行者優先の標識の設置などを推進します。特に学校や福祉施設へ向かう道路については、必要に応じて「スクールゾーン」や「シルバーゾーン」の表示を進めるとともに、安心して歩行者が通行できる歩行空間の整備などを検討します。

また、交通事故の多発する交差点や見通しの悪い箇所、信号機や交通標識が見えづらい箇所などの交通上危険な箇所を把握するとともに、関係機関と連携してその改善に努めます。

(2) 交通安全活動の充実

警察や地域の活動団体と連携した交通安全運動や、学校における交通安全教育の実施などを通し、交通ルールの遵守や交通マナーの向上について、その重要性を周知・啓発します。また、交通安全に資する交通環境の向上を図るという視点から、「ノーマイカーデー」の導入や公共交通の利便性向上などの公共交通の推進施策との連携に努めます。

豊見城市交通安全推進協議会と、その構成団体である豊見城地区交通安全協会、交通安全母の会などが行う様々な交通安全活動を支援します。

スクールゾーン

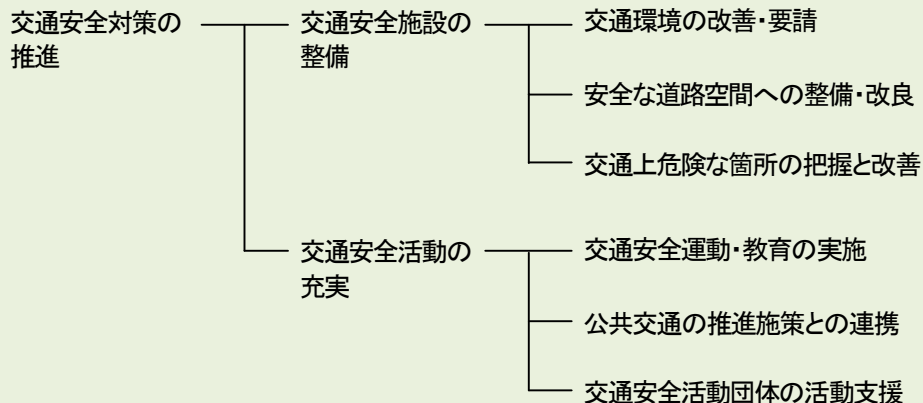


交通安全教室



持続可能な環境と
安心のまちづくり

施策の体系



消防力の向上のため、消防の広域化に向けての取組を継続するとともに、施設や資機材の適切な維持管理、更新、人材育成・人員の適正化、火災予防の取組、市民への情報提供や訓練の実施、地域防災組織の育成強化など、「防災まちづくり」を総合的に推進します。

救命救急体制についても、関連機関との連携を強化し、施設や資機材の適切な維持管理、更新、人材育成・人員の適正化、市民への情報提供や知識・技術の普及などを図ります。また、感染症対策については、国の方針を的確に把握し、迅速かつ正確な情報提供と予防接種の実施などの適切な対策を講じる体制づくりを図ります。

○消防力の向上と広域化の取組

火災は、年間 10 件程度発生しており、火災予防と迅速・適切な消火活動、避難体制の確立は重要です。

消防体制は、市民サービスの向上を図るため、消防の広域化や消防救急無線のデジタル化等について検討が進められています。一方、人材の育成や「はしご車」の導入などを行っており、今後も消防力の向上に向け、適切な人材の確保と施設や資機材の維持管理、更新が求められます。

また、水道事業とあわせ消火栓などの消防水利の整備・充実を進めています。

災害に強いまちづくりの施策と連携し、住宅への火災警報機や消火器の設置など、家庭における身近な火災予防の取組も重要となります。

○救急出動の状況

救急出動の件数は、平成 22 年（2010 年）で 2,193 件と、近年は増加傾向にあり、救急体制の整備とともに、不要不急な出動要請の自粛の呼びかけなどが課題となっています。

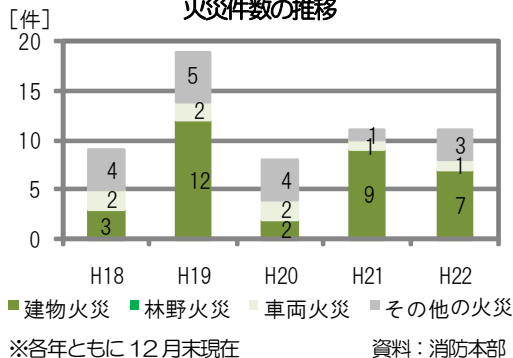
また、水難事故については、水上バイクの導入や潜水士の育成を進めています。

○新型インフルエンザなどへの対応

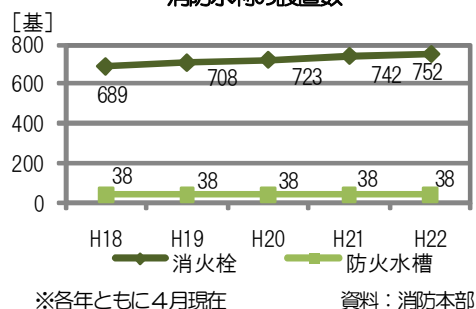
平成 21（2009）年に、強い感染力をもった「新型インフルエンザ」が世界的に流行しました。沖縄県では流行が早く、インフルエンザ警報が発令されるなど大きな問題になりました。抗生物質（タミフル・リレンザ）が効果をもたないタイプのインフルエンザが発生した場合は、「爆発的な流行（パンデミック）」が危惧されています。

本市でも、豊見城市域防災計画において、感染症のまん延のおそれが生じた際の防疫計画を策定しています。国や県、医療機関などの関係機関と連携して、関連情報の収集・提供などの迅速・適切な対応をとる体制づくりが求められます。

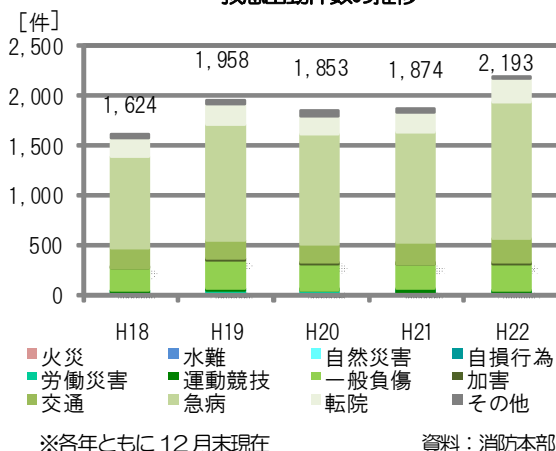
火災件数の推移



消防水利の設置数



救急出動件数の推移



(1) 消防力の向上と火災予防の推進

消防力向上のため、消防の広域化に向けての取組を進めるとともに、消防救急無線のデジタル化や「消防指令センター」の整備など、施設や資機材の適正な維持管理と更新、人材育成と人員の適正化を図ります。

「防火対象建築物」に対する予防査察と防火指導を実施するとともに、住宅における火災警報器の設置を促進します。消火栓等の消防水利は継続して水道事業とあわせた維持・充実を図ります。

火災や火災予防の情報提供の充実と啓発を図るとともに、地域や学校、企業における消防訓練・避難訓練の実施を支援します。また、消防団や地域の自主防災組織の組織強化と活動の支援を行います。

(2) 救命救急体制の強化

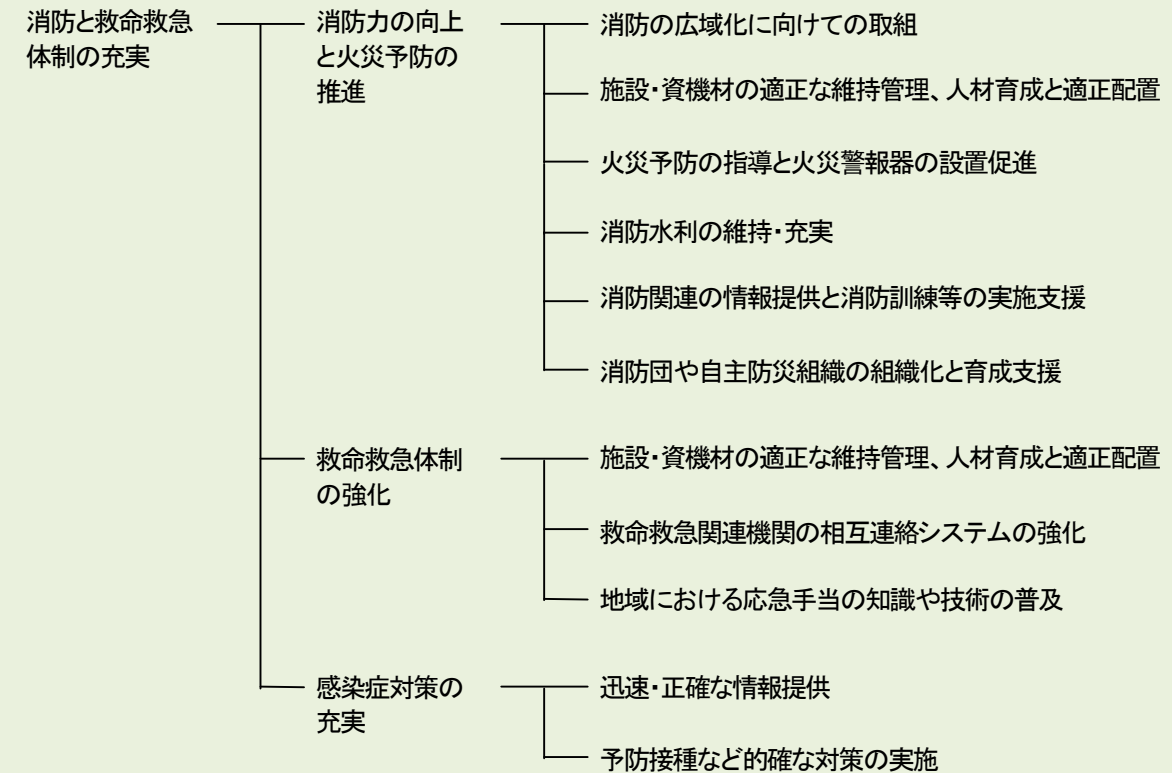
救命率向上のため、高規格救急車（救急救命士の活動が可能な構造をもつ救急車）などの施設や資機材の適正な維持管理と更新に努めるとともに、救急隊員や救急救命士の技術向上のための教育訓練の充実、人員の適正配置を推進し、救命救急体制の強化に取り組みます。

消防署・救急車・ドクターヘリ・医療機関などの相互連絡システムの強化により、早期搬送と受け入れ拒否の軽減を図ります。また、地域や学校、企業における応急手当の知識や技術の普及を図ります。

(3) 感染症対策の充実

新型インフルエンザをはじめとする感染症の流行情報の早期入手と、迅速・正確な情報の提供に努めます。また、国の方針なども踏まえた予防接種などの的確な対策を実施します。

施策の体系



目標指標	実績値	2015年目標値	2020年目標値
消防・救急の現場到着までの平均時間	5.85分	5.75分	5.65分